

中谷義和 著

アメリカ南部危機の政治論

—— J・C・カルフーンの理論 ——

御茶の水書房刊

著者略歴

なか たに よし かず
中 谷 義 和

1942年 富山県に生まる

現 在 中央大学経済学部助教授

明治大学政経学部・早稲田大学法学部講師

専 攻 政治学，アメリカ政治史

訳 書 カルブーン著『政治論』＜社会科学ゼミナール⑩＞
(未来社，1977年)

アメリカ南部危機の政治論

1979年 4月25日 第1版第1刷発行

定価2200円

著 者 © 中 谷 義 和

発 行 者 百 瀬 け さ も

発 行 所 株式会社 御茶の水書房

〒101東京都千代田区神田神保町2-36

電話03(265)5746(代) 振替東京8-14774

Printed in Japan

3031-33008-0736

印刷・厚德社／製本・常川製本

アメリカ南部危機の政治論
目

次

目次

序章	三
----	---

第一章 カルフーン政治論の史的背景	一三
-------------------	----

一 序論	一三
------	----

二 「解明と抗議」論	二六
------------	----

三 無効宣言論争	四七
----------	----

四 奴隸制論争	六五
---------	----

第二章 カルフーンの政治論	一〇五
---------------	-----

一 序論	一〇五
------	-----

二 政府論	一〇六
-------	-----

三 主権論	一二五
-------	-----

四 奴隸制論	一二五
--------	-----

第三章 カルフーンの連邦政体論	
-----------------	--

——『合州国憲法および政府論』を中心として——
一一一

一	基本的構成原理	一五二
二	連邦制論	一五八
三	共和制論	一七二
四	権力分立論	一七七
五	逸脱の過程と匡正策	一八三
第四章	結 び	一八七

附 録

附表1	大統領・副大統領・國務長官・財務長官就任一覽表（一七八九—一八六五年）	（二七）
附表2	大統領選挙得票分布表（一七八九—一八六〇年）	（二九）
合州国憲法	（一〇一）	

あとがき（三）

アメリカ南部危機の政治論

序 章

「四月の風に旗をなびかせ、ある日農民は戦いに立ち、世界に轟く銃声を放った」。

(ラルフ・W・エマソン)

アメリカの独立革命は、「偉大な、真に解放的な、真に革命的な戦争の一つ」⁽¹⁾(レーニン)であった。七年戦争(French and Indian War, 1756-1763)終了後、イギリス重商主義は、いわゆる「有益な怠慢」(salutary neglect)から、「新帝国主義政策」(new imperial policy)へとその政策を転換し、イギリス再生産構造の一環として植民地アメリカの徹底的収奪を行わんとした。アメリカの独立革命は、イギリスのこの政策に抗し、農民、職人、労働者、黒人を主要な戦闘力とするアメリカ人民の幅広い民族的独立戦争であった。⁽²⁾

第二に、この革命は植民地内部の階級対立を先鋭化、表面化させ、民主的諸権利を自覚せしめることによって、その後の政治的権利を実現するための客観的条件をつくりだした。⁽³⁾

第三に、この革命は、その後のラテン・アメリカ諸国における一連の革命運動にイムパクトを与えただけでなく、⁽⁴⁾「ヨーロッパの中産階級のために警鐘」⁽⁵⁾を打ちならし、ヨーロッパにおけるブルジョア革命の先鞭をつけることになった。

独立革命は、アメリカ合州国を「一つの偉大な民主共和国の思想がはじめて生まれた土地、そこから最初の人権宣言が発せられ、一八世紀のヨーロッパの革命に最初の衝激⁽⁶⁾があたえられたほかならぬその土地」⁽⁶⁾たらしめた。しか

し、それは「以前の社会のあらゆるきずなを一掃し、すて去り、ぶちこわすこと」⁽⁷⁾はできなかった。すなわち、新しく成立をみたブルジョア共和国アメリカは、資本主義的生産様式が未発達なこともあって、それとは異質の南部の黒人奴隷制度の中に、黒人を動産奴隷として留め置き、これを制度的に保障したのである。すなわち、合州国憲法は、第一条二節三項において、黒人奴隷の代表権を自由人の五分の三人と定め（いわゆる「五分の三条項」）、第一条九節一項によって、一八〇八年まで奴隷の輸入（人身の売買）を法律的に是認し、さらには、第四条二節二項によって逃亡奴隷の取締りを定めた⁽⁸⁾。他に南部の奴隷諸州は、「奴隷条項」(slave code)や「黒人条項」(black code)と呼ばれる法律を定め黒人を弾圧した。それは奴隷を動産と規定し、主人に私刑^{privat}を認め、奴隷の夜間外出、武器の携帯や移動の自由を禁じ、はては、奴隷に読み書きを教えてはならないと定めるものであった。

独立革命が黒人奴隷制度を廃棄できなかったことについて、エンゲルスは、「人権を承認した最初の憲法であるアメリカ憲法が、その同じ口の下から、アメリカに存在している有色人種の奴隷制を是認している事実である。すなわち、階級的特権は追放されるが、人種的特権は神聖化されるのだ」⁽⁹⁾と指摘している。

資本主義が発展してゆくための他の要件は、封建的大地主層の消滅と資本主義的農業への組替え、あるいは再編である。独立革命は残されていた封建的土地所有関係をかなりの程度にまで廃棄することができたが、南部の奴隷制プランテーション・システムに手をつけることができなかった。その後、南北戦争（一八六一―一八六五年）に至るアメリカの歴史は、これらの、いわば、「前資本主義的」・「前近代的」な母斑の廃棄をめぐって、諸階級、諸階層、諸勢力が互いに提携や同盟をくり返しながら、連邦権力の獲得と維持、あるいはそこからの放逐を中心としてたたかわれることになる。

南北戦争が勃発した当時、マルクスはイギリスにあって、この戦争の帰趨を注意深く見まもりながら、この戦争の

性格を「その規模の壮大とその目的の偉大な点で、一八四九年以来ヨーロッパが体験してきた根柢のない、気まぐれな、ちつぽけな戦争とは雲泥の差のある」戦争であると規定し、さらに、次のように述べている。

「ヨーロッパの人民は、南部の奴隷所有階級が、奴隷支配の存続は連邦の存続ともはや両立せずと宣言して、この戦争を始めたことを知っている。したがってまたヨーロッパの人民は、連邦存続のためのたたかいは奴隷支配存続に反対するたたかいであり、——そしてこのたたかいは、いままでに実現された人民自治の最高の形態が、歴史の年代記に記録された人間の奴隷化の最もいやしく最も恥しらずな形態にたたかいを挑んでいるのだということを知っている」。

「南部と北部とのあいだの現存の闘争は、二つの社会制度、奴隷制と自由労働制とのあいだの闘争にほかならない。両制度が、もはや、北アメリカ大陸上に平和的に共存することができないがゆえに、この闘争が勃発したものである。この闘争は、いずれか一方の制度の勝利をもってしか終結することができない」。

「全運動は、みられるとおり奴隷問題を基礎としていたし、いまも基礎としている。それは、現存の奴隷諸州内部の奴隷がただちに解放されるべきかという意味ではなく、北部の二、〇〇〇万の自由人が今後三〇〇万の奴隷所有者の寡頭制に屈従すべきかどうか、また共和国の広大な諸准州が自由諸州の育成地となるべきか、それとも奴隷制のそれとなるべきか、最後に、連邦の国家政策がメキシコ、中央および南アメリカへの奴隷制の武力的普及をそのスローガンとすべきかどうかという意味においてである」。

アメリカ合州国憲法（一七八七年）は、基本的には、人間の普遍的自由と平等や人民主権の理念のみならず、革命権までも高らかにうたいあげた「独立宣言」の理念を継承したブルジョア民主主義的成文憲法であった。しかし、この憲法は、「大衆の犠牲においての、二つの支配階級の利害の妥協」の産物、「奴隷主・資本家共和制の統治のためのプ

ルジョア民主制的ドキュメント⁽¹⁵⁾」であるといわれるように、相互に矛盾をはらんだ南北の二つの主導的階級相互の階級的利益を制度的に擁護するために制定されたという面を免れるものではなかった。従って、それは、黒人奴隷に対する鞭による強制を媒介とする非人間的労働によって、最大の超過利潤を収奪せんとする経済外的強制を廃棄するものではなかった。そこでは、黒人奴隷の労働は、「奴隷が自分のために労働することを所有関係がおおい隠す」ため、「奴隷が彼自身の生活手段の価値を補填するだけの部分、つまり彼が事実上自分のために労働する部分さえも、彼の主人のための労働として現われ……彼のすべての労働が不払労働として現われる」⁽¹⁶⁾ような、動産としての人間そのものの最低の生存費を除く全剰余労働の全面的収奪の体系に他ならなかった。

憲法制定会議 (Constitutional, Federal Convention) は、主として富裕な商人層や土地投機業、大プランターから構成され、彼らはその意図を異にし相互に矛盾をはらみながらも、続発する黒人奴隷の解放闘争⁽¹⁷⁾、「シエイズの反乱」⁽¹⁸⁾（一七八六―八七年）にみられる貧しい農民の不満や反抗をおさえ、「富裕で生まれのよい」階級の階級的利益を制度的に維持し、確立することを共通の基盤として、従来の大陸会議 (Continental Congress) にかわる統一的国家権力を志向した。「独立宣言」から「連合規約」 (Articles of Confederation, 1781)、「危機の時代」 (一七八三―八九年) を経て憲法制定会議に至る過程は、州をこえた全国的一体感の高まりに触発された連邦共和制国家の形成の歴史であるとともに、支配的階級の主導の下に、対外的には、ヨーロッパ列強から彼らの既成の階級的利益を防護し、対内的には、生成しつつある諸矛盾を解消せんとする過程でもあった。内部の民主主義的改革運動の一層の昂進を阻止し、独立戦争の成果を確保するために、支配的諸階級は、「民主主義のゆきすぎ」⁽¹⁹⁾、多数の人民大衆による「暴民制」⁽²⁰⁾を抑制するという名のもとに、連邦国家の権力論としては、「抑制と均衡」論⁽²¹⁾によって奴隷や小農民、都市の職人や労働者等の従属的集団の政治支配をおさえ、また、連邦国家の政体論、国家構成論としては、フェデラリズムを軸とすることによっ

て南部と東北部の支配的・主導的諸勢力間の妥協的均衡をはかりながら、相互補完的階級支配を制度的に確立した。⁽²⁰⁾

合州国憲法は、基本的には、相対的に最も進んだ成文憲法であったとはいえ、「抑制と均衡」、「権力分立」を理論的中心とする、いわゆる「マディソンのモデル」を基軸として、人民大衆の政治的抬頭を抑制し支配的諸階級相互の政治的妥協をはかるべく、政治上の諸権限を複雑に分割し、相互に排他的機能を持たせた。権力分立論は、国家権力の専制的・恣意的発動による権利侵害を防止せんとするかぎりにおいては積極的意味を持つてはいるが、同時に、歴史的にみて、人民大衆の政治的進出を制度的に抑制せんとする意図も介在させていたということを免れるものではなかった。例えば、議会の二院構成によって人民の意志を分割し、上院を「財産権の保塁」たらしめ、間接選挙を媒介とすることによって人民の意志の行政権への直接的反映を阻止し、さらには、大統領に対し全法案に対する拒否権を与え、これをのり越えるには上下両院の三分の二以上の多数を必要とするものとした。他に、裁判所の独立性と裁判官身分の終身保障、違憲立法審査権 (Judicial Review) の制度も挙げられるであろうし、また、上院議員の選出方法は、初期の段階においては、財産資格を基礎に構成された州議会によって選出されていたのである。⁽²¹⁾

「建国の父祖達」は、ロックやモンテ、キューの静態的政治論を基礎とした勢力均衡の中にこそ「共通善」^{コモン・グッド}が実現されるという一種のオプティミズムをもって連邦国家構成の理論とした。すなわち、王権と貴族と新興のブルジョアジーとが支配権をめぐって戦っていた資本主義開花期のイデオロギーがアメリカに移植されて諸矛盾を解消するため
の論理として機能せしめられたのである。

「抑制と均衡」論が支配的な政治論として理論化されてくる過程は、一般に、小農民や都市職人層をバックとしたブルジョアジーの政治的抬頭と既存の封建諸勢力の譲歩と駆逐の過程を背景としているが、同時に、この理論は、相互に敵対的な諸階級間の対立を緩和、抑制しあいながら、実質的には、その中の主導的支配階級の階級支配を国家権力

の強制、あるいはヘゲモニー機能によって全体を凝集し、その階級的意志を貫徹せしめんとして理論化されたものでもある。この理論は、建国期のアメリカに導入されて、「諸共和国」(states)に割拠する支配的諸階級相互の妥協を媒介として、「諸共和国からなる連邦共和国」(United States)における支配的諸階級の相互補完的支配関係の成立の基礎となった。その結果、権力は地理的に分割され、中央(連邦)政府の諸権限は機能的に分立され、相互に抑制的機能を持つように制度化されることになった。このようにして成立した法的・政治的諸関係こそが、後にみるように、カルフーンの政治論の基底を構成し、南部の理論として顕現するのであるが、このような機構は、それが一定の自己運動を続けることができるような諸条件に支えられているかぎりにおいては有効性を発揮しえるとしても、それが階級間の対立の先鋭化、切迫によってそのような条件が失われつつあるような状況においては崩壊せざるをえない。なぜなら、現実の政治状況は、諸階級、諸階層、諸勢力の国家権力の獲得と保持をめぐって展開され、相互に移行する力関係の総体であり、イデオロギー的対抗関係でもあるからである。

合衆国(合州国)⁽²³⁾の建国は、基本的には、ブルジョア国家の成立を意味した。しかし、新しく成立をみたブルジョア共和国アメリカは、南部のプランテーション奴隷制を国家の半身に宿した不完全なブルジョア国家として出発せざるをえなかったのである。

アメリカ南部の奴隷制プランテーションの基本的性格は、直接的労働者としての奴隷に対する直接的強制と長時間労働とをテコとした土地収奪的粗放経営である。従って、それは、「前資本制から資本制へ発展してゆくのではなく、むしろ前資本制を労働の超過的収取に利用し、古いおくれた社会経済遺制を強力的に残し強化し、従ってプランテーション自体の高度化、または集約的資本制農業への発展を自ら阻止するのみでなく、その周辺の労働条件、社会条件の向上と資本主義の発達をも阻止する」という性格を持つものであった。ゆえに、流通面でみられる「資本主義的

性格」は「疑似的性格」であつて、奴隸制プランテーションの生産様式を規定する本質的特徴ではない。⁽²⁵⁾

一八三一年、アメリカを訪れ、名著『アメリカの民主政治』(De la Démocratie en Amérique, 2 vols, 1835-40)を書き残したトクヴィル (Alexis de Tocqueville, 1805-59) は、アメリカ国民の中に「民主的特性」と「平等の支配」が根づいていることを見てとり、また、マルクスはアメリカを「ブルジョア社会が封建制度の土台の上にはなく、ひとりでに始まったところ」であり、「この国では、ブルジョア社会は、何百年間の運動のうちに生き残った結果として現れたものではなく、一つの新しい運動の出発点として現れたのである」⁽²⁶⁾と指摘しているが、この半面、南部に関しては、奴隸制プランテーションとそれを経済的基盤とする奴隸制プランターの寡頭権力を国家の半身に宿した社会として出発せざるをえなかった側面をもあわせてもつていたのである。

南部プランテーション・システムが、以上のような「阻止的停滞的な過渡形態」の性格を持つものであるかぎり、南部プランター階級は、産業資本の抬頭と自立化をイムパクトとして、南部を含めて大多数のアメリカ人民と敵対せざるをえないことになる。しかも、南部プランテーション・システムは、「領域の不断の拡大と、従前の限界を越えての不断の奴隸制の拡大」⁽²⁷⁾、地味枯渇による土地の収奪をその「生存法則」としていた。すなわち、「奴隸を使って略奪耕作をおこなった南部の大地主たちは、地力を枯渇させてしまい、ついにはその土地に縦しか生えないようになったため、綿花栽培はたえず西へ西へと移ってゆかなければならなかった」⁽²⁸⁾のである。やがて、それはメキシコ地方への奴隸制の武力的拡大へとつながってゆくことになる。土地収奪の「自然法則」は、南部や西部の耕作農民に不断により劣悪な耕作条件を強いるだけでなく、産業資本の経済的・空間的拡大を阻止し、綿を紐帯とした南部のイギリスへの依存関係からの離脱を困難なものたらしめる。かくして、建国期の不安定な静態的均衡観は、産業構造の変化とともにそれを支える諸条件を失うことによって、やがて崩れざるをえない局面をむかえる。

産業資本主義の抬頭と空間的拡大は、資本主義とは異質の南部奴隸制プランテーションの打破と再編を要求し、小農民、小商人、都市労働者、黒人奴隸をそのヘゲモニーの下に引寄せることによって、奴隸制の撤廃を全国化させた。旧社会の体内で孵化した「物質的な実存諸条件」(マルクス)は、連邦権力をめぐる政治的対立として、さらには、イデオロギー上のヘゲモニーをめぐる諸階級、諸階層間の闘争として展開され、やがては物理的対決(内乱、南北戦争)に結果せざるをえなかった。南北戦争に至るこの歴史のダイナミズムの中にこの時代に特徴的な政治史と理論史がある。この危機的状況の中で、アメリカ政治史上傑出した一群の政治家が輩出した。カルフーンもその一人であった。本書は、アンティ・ベラム (ante bellum) 南部の最大のイデオログとして登場し、連邦分裂の危機の淵にあつて、南部のために万丈の気をはいたカルフーンの政治論の理論的品格を分析し、彼の理論を一九世紀の第Ⅱ四半期のアメリカの政治過程の中に定位せしめることを通して、危機状況下にあつて発現したこの南部の理論の政治・政治論的特徴とその歴史的品格の理解に接近せんとするものである。

(1) レーニン「アメリカ労働者への手紙」『レーニン全集』第二八巻、五三頁。

(2) H・アプセーカーは、当時の植民地人口の約二割、六〇万人が黒人で、その中五五万人が奴隸であつたが、少なく見積つても、「アメリカ革命軍」に五、〇〇〇人が参加し、他に、御者、コック、ガイド等に従事した黒人の数はそれ以上であつたと推定している。Herbert Aptheker, *The American Revolution (1763-1783)*, 1960, third printing, 1969, p. 207, 226. なお、同書において、アプセーカーはアメリカ独立革命をめぐる多様な議論を批判的に整理したうえで、「アメリカ革命は、相互に浸透する三つの流れの結果」であつたことを指摘している。すなわち、アメリカの独立革命は、「植栽権力 (colonizing power) である支配者と植民地の大多数の人民との間の利益をめぐる基本的対立、植民地自身内部における階級的成層化とそこから生まれた階級闘争……そして、階級的ちがいを越えて高まったアメリカ国民としての意識の抬頭」(二〇二頁)の相互作用の結果として理解されるべきであるとしている。また、他にアメリカ独立革命をめぐる諸学説を整理したものであるとして、平出宣道「『アメリカ革命』学説批判」『思想』(一九七〇年四月号)がある。Harry Frankel, "Class Forces in the American Revolution," in George Novack, ed., *American Revolutionary Heritage*, pp. 115-126.

(3) W・Z・フォスター、真名義隆訳「黒人の歴史——アメリカ史のなかのニグロ人民」四二頁。

- (4) スペインやポルトガル領のラテン・アメリカ植民地、あるいはカナダに起った革命運動の諸潮流については、W・Z・フォスター、アメリカ政治研究会訳『アメリカ政治史概説(上)』の第八、九、十章に詳しい。
- (5) 『マルクス・エンゲルス全集』第三卷第一分冊、一〇頁。
- (6) マルクス「アメリカ合衆国大統領エブラハム・リンカーンへ」『マルクス・エンゲルス全集』第一六卷、一六頁。
- (7) レーニン『平和のための闘争』(国民文庫)五三頁。
- (8) 憲法に規定されたいわゆる奴隷条項は、その後、修正第二二条(一八六五年確定)と修正第一四条(一八六八年確定)によって廃止されたものとみなされている。
- (9) 『マルクス・エンゲルス全集』第二〇卷、一一〇頁。
- (10) マルクス「ロンドン」『タイムズ』のアメリカにおけるオルテン諸侯論『マルクス・エンゲルス全集』第一五卷、三三頁。
- (11) マルクス、前掲同書、三二〇頁。
- (12) マルクス「合衆国の内戦」『マルクス・エンゲルス全集』第一五卷、三二九頁。
- (13) マルクス「北アメリカの内戦」『マルクス・エンゲルス全集』第一五卷、三三二頁。
- (14) W・Z・フォスター『黒人の歴史』四三頁。
- (15) H. Aptheker, *Early Years of the Republic: From the End of the Revolution to the First Administration of Washington (1783-1793)*, p. 55. Harry Frankel, "How the Constitution Was Written," in George Novack, ed., *op. cit.*, pp. 127-134.
- (16) 『マルクス・エンゲルス全集』第三卷第二分冊、七〇〇頁。
- (17) アメリカにおける黒人奴隷の解放運動史については、H・アプセーカーの次の一連の文献参照。
American Negro Slave Revolt, 1943, New Edition, 1969. *A Documentary History of the Negro People in the United States*, 2 vols, 1951, eighth paperback edition, 1969. *Essays in the History of the American Negro*, 1945, Fourth printing, 1969. *To be free: Studies in American Negro History*, 1948, 1969.
- (18) 革命軍兵士D・シヤイズ(Daniel Shays)にひきいられたマサチューセツ西部の小農民による租税の公平、負債の帳消しを要求した運動。
- (19) 憲法制定会議にマサチューセツの代表の一人として出席したE・ゲリイ(Elbridge Gerry, 1774-1814)が席上述べた言葉。
- (20) Margit Mayer and Margaret A. Fay, "The Formation of the American Nation-State," in *Kaplanistate*, No. 6-Fall, 1977, pp. 67-71. また「J・マースンは、憲法制定会議の席で次のように述べている。「人口の増大は、必然的に、人生のあらゆる苦痛に苦しんでいる人々の割合を増やすことになろうが、彼らは内心、人生の至福のもと公平な配分を求めるようになるであらう。彼らは、時がたてば、極